

総務教育常任委員会資料

(平成25年2月22日)

〔件名〕

- ・平成25年度税制改正大綱の概要について 【税務課】・・・1
- ・指定管理施設の会計事務実地検査の結果について
【業務効率推進課】・・・3
- ・再生可能エネルギーの導入など公有財産の利活用を促進するための公有財産
関係例規の改正について 【財源確保推進課】・・・5
- ・まんが王国土佐との友好通商条約の締結について 【東京本部】・・・6
- ・廣川マテリアル株式会社の倉吉市進出に係る調印式の実施について
【関西本部】・・・7
- ・名古屋における情報発信・販路開拓の取り組みについて
【名古屋代表部】・・・8

総 務 部

平成25年度税制改正大綱の概要について

平成25年2月22日
税 務 課

1 地方税制抜本改革の検討の方向性

- 平成25年度税制改正では、所得税及び資産課税について所要の措置（所得税、相続税の最高税率の引上げ等）を講ずることとしているが、今後も、平成21年度税制改正法附則、税制抜本改革法（消費税法一部改正法）、三党合意を尊重し、税制の中長期的課題に取り組んでいく。

2 個人住民税（所得税）における住宅ローン控除の拡充

- 現行の住宅借入金等特別税額控除の制度を平成29年末まで4年間延長し、平成26年4月1日以降に住宅を取得した場合の各年の控除限度額を引き上げる（減収分は全額国費で措置）。

	現 行	改 正 案	
居 住 年	～平成25年12月	平成26年1月～ 3月（現行制度の延長）	平成26年4月～ 平成29年12月
住民税控除限度額	9.75万円	9.75万円	13.65万円
【参考】 所得税控除限度額	20万円	20万円	40万円

3 法人関係税制（日本経済再生に向けた緊急経済対策関係）

◇生産等設備の投資促進税制の創設（2年間）

- 平成25年4月1日から平成27年3月31日までに取得した生産等設備（機械・装置）の取得価額が前事業年度を10%超える場合に、法人税の特別償却（取得価額の30%）又は税額控除（取得価額の3%）を選択する制度を創設する（中小法人のみ地方法人関係税にも適用）。

◇所得拡大促進税制の創設（3年間）

- 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に、雇用者に対する給与等支給増加額の割合が5%以上増加する場合に、法人税額から支給増加額の10%を税額控除できる制度を創設する（中小法人のみ法人住民税にも適用）。

◇雇用促進税制の拡充

- 雇用者の数が増加した場合の税額控除の特例を増加雇用者数1人当たり40万円（現行20万円）に引き上げる（中小法人のみ法人住民税にも適用）。

◇中小法人の交際費課税特例の拡充（1年間）

- 中小法人の交際費の損金算入の特例に係る定額控除限度額を800万円（現行600万円）に引き上げるとともに、定額控除限度額までの損金不算入措置（現行10%）を廃止する（地方法人関係税は国税改正が自動反映）。

◇研究開発税制の拡充（2年間）

- 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度における現行の控除税額の上限を法人税額の30%（現行20%）に引き上げる（中小法人のみ法人住民税にも適用）。

[その他] 国税の主な改正事項

○個人所得課税（所得税の最高税率の引き上げ）

- ・課税所得 4,000 万円超の所得税の税率を 45%（現行最高税率：1,800 万円超 40%）に引き上げる（平成 27 年～）。

○資産課税（相続税及び贈与税の最高税率の引き上げ等）

- ・6 億円超の相続財産の相続税の最高税率を 55%に引き上げる等税率構造の見直し（平成 27 年～）
- ・相続税の基礎控除を引き下げ、課税ベースを拡大する（平成 27 年～）。

<基礎控除額の算定方法>

現 行	5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人数
改正後	3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人数

- ・贈与税の 3,000 万円超の贈与財産の最高税率を 55%（現行：1,000 万円超 50%）に引き上げる等税率構造の見直し（平成 27 年～）。
- ・平成 25 年 4 月から平成 27 年 12 月末までに、直系尊属が受贈者（30 歳未満）に教育資金に充てるために贈与する金銭のうち、1 人あたり 1,500 万円までは贈与税を非課税とする制度を創設。

【参考】与党税制改正大綱において方向が示された事項

(1) 車体課税の見直し（自動車取得税は消費税率 10%時に廃止）

- ・自動車取得税は二段階で引き下げ、平成 26 年度税制改正で具体的な結論を得る。

平成 26 年 4 月（消費税 8%）	エコカー減税の拡充などグリーン化を強化
平成 27 年 10 月（消費税 10%）	廃止（具体的な代替財源は明記されず）

※エコカー減税の拡充等による必要な財源は措置する。

- ・廃止に係る代替財源

※消費税 10%段階で自動車税により、グリーン化、安定的な財源確保の観点から、環境性能等に応じた課税を実施し、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない。

- ・自動車重量税は、エコカー減税制度の基本構造を恒久化し、消費税 8%の時点で一層のグリーン化の観点から軽減措置を講じるとともに、環境性能等に応じた課税を検討。
- ・自動車重量税の税収については、原因者負担・受益者負担としての性格を明確化するため、道路の維持管理・更新等のための財源として位置づけ、自動車ユーザーに還元されるものであることを明らかにする方向で見直す。

(2) 環境関連税制

- ・森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源について早急に総合的な検討を行う。

(3) 地方消費税（消費税）引上げに伴う対応（消費税率 10%時に軽減税率導入を目指す）

- ・消費税率の 10%引上げ時に軽減税率制度を導入することをめざす。
- ・軽減税率等について、与党税制協議会で速やかに協議を開始し、平成 25 年 12 月予定の平成 26 年度与党税制改正決定時までに関係者の理解を得た上で結論を得る。
- ・転嫁対策については、力のある事業者による転嫁拒否、実質的な値引き強制等が行われないよう法制上の措置の具体化を含め、強力な実効性ある転嫁対策を実現する。

指定管理施設の会計事務実地検査の結果について

平成25年2月22日
 行財政改革局業務効率推進課
 福祉保健部障がい福祉課
 農林水産部生産振興課

とっとり花回廊において、平成19年度から20年度にかけて利用料金に係る不適切な会計事務が判明したことを受け、同様に利用料金を取り扱う全ての指定管理施設の会計事務(平成22年度、23年度分)について、施設所管課において緊急実地検査を実施しましたので、その結果の概要を報告します。

1 検査結果の概要

一部の施設において会計事務のミスなどの事案が判明したことから改善指導を行ったが、不正が疑われるような重大な過誤はなかった。(各施設の検査結果は別紙資料参照)

〈主な改善指導〉

施設	指定管理者	検査結果・指導内容	所管課(検査実施)
障害者体育センター	鳥取県 厚生事業団	○ 減免計算のミスによる過徴収が3件、利用料金未徴収が11件などの過誤があった。 ⇒ 過徴収の返還、未徴収の回収を行わせ、再発防止のため、会計事務のチェック方法や体制について改善を指導した。	福祉保健部 障がい福祉課
とっとり花回廊	鳥取県 観光事業団	○ 使用済み半券1冊(24年2月分)が紛失していたが、収入金とチケット販売状況の突合を行い不正はなかったことを確認。(24年1月に入園券取扱マニュアルを作成したが、その運用が徹底されていなかったため) ⇒ 入園券、半券管理の一層の徹底を指導した。	農林水産部 生産振興課
鳥取二十世紀梨記念館		○ 使用済み半券26冊が紛失していたが、収入金とチケット販売状況の突合を行い不正はなかったことを確認。(入園券取扱マニュアルを整備していなかったが、24年8月にマニュアルを作成して改善済。) ⇒ 入園券、半券管理の一層の徹底を指導した。	

2 今後の対応

今回の調査結果をふまえて、改めて適正な会計事務と検査報告を徹底するとともに、今年度末の実績報告を受けて各施設所管課長が実施する実地検査においても、再度、今回の指導内容の改善状況を確認することとしている。

〈参考〉

1 今回実施した緊急会計事務実地検査の検査対象・検査内容について

- (1) 対象施設 指定管理施設のうち、県の定める利用料金の徴収を指定管理者が行っている施設
- (2) 検査対象年度 平成22・23年度
- (3) 検査方法 施設所管課職員が現地に赴き、半券、帳簿等と収入事務を検査
- (4) 検査項目

- ・入場券等の取り扱いに関するルールの整備状況(管理方法、受払簿等帳簿類の整備等)
- ・未利用の入場券等の保管状況の確認
- ・入場券等の通し番号に発行済み分と未利用分に欠番が生じていないかどうかの確認
- ・入場券等の販売がわかる根拠資料(半券の残った綴り等)の保存状況
- ・入場券等の販売がわかる根拠資料(半券の残った綴り等)と入場者数、収入額との突合
- ・利用料請求金額の計算が正しく行われているかどうかの確認(一部抽出可) 等

2 業務報告書(毎月)への会計事務内部チェック結果の記載等について指定管理者への周知

(指定管理施設所管課長あて平成24年10月3日付行財政改革局長通知)

- (1) 指定管理者は、今後、入場料収入と入場者数及び入場券、領収書の点検結果など、会計事務の内部チェックの結果について毎月の業務報告書に記載の上、指定管理施設所管課に報告すること。
- (2) 指定管理者は、不適切事案が発生した場合には、迅速に指定管理施設所管課に報告すること。

指定管理施設会計事務実地検査の結果一覧表

所管課 (検査実施課)	施設	指定管理者	検査日	検査結果	
				検査結果	指摘・指導内容等
文化政策課	県民文化会館	鳥取県文化振興財団	12月18日～20日	適正	-
	倉吉未来中心	鳥取県文化振興財団	12月21日	適正	-
	童謡館	鳥取童謡・おもちゃ館	10月11日、16日、11月2日	概ね適正 (指導済)	○日計書の記載に一部誤りが見られたが、入場者数、収入額への影響はなかった ○引き継ぎ書はあるがマニュアルが未整備 ⇒マニュアルの整備を指導
	夢みなとタワー	鳥取県観光事業団	10月17日、11月15日	概ね適正 (処理済)	○釣銭誤りによる現金超過(10円)があったが雑収入として受け入れ処理済み
	米子コンベンションセンター	とっとりコンベンションビューロー	12月26日	適正	-
障がい福祉課	障害者体育センター	鳥取県厚生事業団	12月10日～14日	要改善 (改善済)	○減免計算のミスによる過徴収が3件、利用料金未徴収が11件などの過誤があった ⇒過徴収の返還、未徴収の回収を行わせ、再発防止のため、会計事務のチェック方法や体制について改善指導
長寿社会課	福祉人材研修センター	鳥取県社会福祉協議会	11月14日	適正	-
子育て応援課	鳥取砂丘こどもの国	鳥取県観光事業団	11月6日	概ね適正 (指導済)	○半券の販売日と日計表上の日付が誤記入により異なるものが数件あったが収入金額への影響はなかった ⇒適切な会計事務を指導
公園自然課	布勢総合運動公園	鳥取県体育協会	11月20日、12月27日	適正 (改善済)	【H23年度財政的援助団体等監査での指摘事項】 ・利用券等受払簿記載漏れ ⇒当会計事務実地検査時(監査後)には改善されていることを確認
	燕趙園	鳥取県観光事業団	10月12日	概ね適正 (指導済)	○団体旅行客の場合、引率者に入園券をまとめて渡しており、入園しない者がいる場合に未利用の入園券が生じることから入園者数を収入が上回るようになっており ⇒引換券方式等を検討するよう改善指示
	東郷湖羽合臨海公園	鳥取県観光事業団	10月12日	適正	-
西部総合事務所	大山駐車場	大山観光局	11月5日～30日	概ね適正 (指導済)	○入場券受払簿の整備等が不十分 ⇒入場券受払簿の整備を指導 ⇒担当スタッフへの教育指導を徹底
産業振興総室	とっとりバイオフロンティア	鳥取県産業振興機構	10月22日、11月13日、15日	適正	-
農政課	農村総合研修所	鳥取県農業協同組合中央会	11月12日	適正	-
生産振興課	とっとり花回廊	鳥取県観光事業団	10月18日	要改善 (改善済)	○使用済み半券1冊が紛失していたが、収入金とチケット販売状況の突合を行い不正はなかったことを確認(24年1月に入園券取扱マニュアルを作成したが、その運用が徹底されていなかったため) ⇒入園券、半券管理の一層の徹底を指導
	鳥取二十世紀梨記念館	鳥取県観光事業団	10月17日	要改善 (改善済)	○使用済み半券26冊が紛失していたが、収入金とチケット販売状況の突合を行い不正はなかったことを確認(24年8月に入場券管理マニュアルを作成して改善済) ⇒入園券、半券管理の一層の徹底を指導
空港港湾課	みなとさかい交流館	境港管理組合	10月12日	適正	-
家庭・地域教育課	生涯学習センター	鳥取県教育文化財団	11月1日～29日	概ね適正 (指導済)	○領収書の記載誤りあり(領収していない振込手数料を加えて金額を記入) ○施設利用料等収入が翌日までに金融機関に入金されていない場合あり ⇒適切な会計事務を指導
スポーツ健康教育課	鳥取産業体育館・鳥取屋内プール	鳥取県体育協会・ソーシャルネットワーク共同企業体	10月24日	適正	-
	倉吉体育文化会館	鳥取県体育協会	11月16日	適正	-
	米子産業体育館	鳥取県体育協会	10月5日、11月13日	適正 (改善済)	【H23年度財政的援助団体等監査での指摘事項】 ・利用券等受払簿未整備 ⇒当会計事務実地検査時(監査後)には改善されていることを確認
	米子屋内プール	鳥取県体育協会	11月14日	適正	-
	ライフル射撃場	鳥取県ライフル射撃協会	10月5日、11月13日	適正	-
	武道館	鳥取県体育協会	11月13日	適正 (改善済)	【H23年度財政的援助団体等監査での指摘事項】 ・利用券等受払簿記載漏れ ・利用券に通し番号未記載のものあり ・利用券半券に金額未記載のものあり ⇒当会計事務実地検査時(監査後)には改善されていることを確認

再生可能エネルギーの導入など公有財産の利活用を促進するための 公有財産関係例規の改正について

平成25年2月22日
行財政改革局財源確保推進課

再生可能エネルギーの導入など、公有財産の利活用を促進するため、行政財産使用料条例、公有財産事務取扱規則及び公有財産事務取扱要領を次のとおり改正することとしましたので報告します。

1 使用料の額の設定【行政財産使用料条例の一部改正を平成25年2月議会に附議】

建物の屋根等に太陽光発電設備を設置する場合の使用料の額は、使用許可を受ける者と知事が協議して定める額（現行：1平方メートルにつき1月1,330円）とする。

2 使用許可の期間の設定【公有財産事務取扱要領を平成25年2月改正済】

建物の屋根等に太陽光発電設備を設置する場合の使用許可の期間は、20年以内（現行：1会計年度内）とし、必要に応じて期間更新を行うことができるものとする。

3 貸付期間の延長【公有財産事務取扱規則を平成25年2月改正済】

土地及び土地の定着物を貸し付ける場合の貸付期間を20年以内（現行：10年以内）とし、必要に応じて期間更新を行うことができるものとする。

4 使用料・貸付料の据置措置の見直し【公有財産事務取扱要領を平成25年2月改正済】

使用許可（貸付）期間の更新又は3年ごとの額改定時において、路線価（もしくは固定資産税仮評価額）を基に新たに算定した額が、従前の額を下回った場合は、従前の額とすることを定めた規定（変動緩和を目的とした据置措置）を改め、新たに算定した額による使用許可（貸付）を行う。

ただしこの場合においても、新たに算定した額が、従前の額の2割を超える増減となる場合は、従前の額に増減2割を乗じた額とする激変緩和措置を設ける。

まんが王国土佐との友好通商条約の締結について

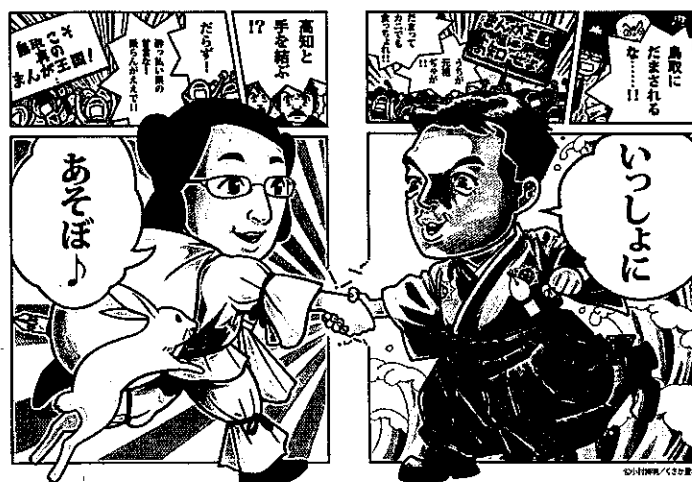
平成25年2月22日
まんが王国官房
東京本部

鳥取県（「まんが王国とっとり」）と高知県（「まんが王国・土佐」）は、互いのまんが関連の取組を全国に発信して両まんが王国の更なる認知度向上と観光誘客につなげることを目的として「まんが王国友好通商条約」を締結することとし、以下のとおり条約締結記念イベントを開催します。

- 1 名称 まんがの聖地と呼ばれたい！ 高知×鳥取 in AKIBA
- 2 日時 平成25年3月24日（日） 11：30～16：30（予定）
- 3 場所 ベルサール秋葉原（東京都千代田区外神田）
- 4 主催 鳥取県、高知県
- 5 協力 NPO法人 秋葉原観光推進協会
- 6 出席者 鳥取県知事、高知県知事、両県ゆかりの声優、両県のご当地アイドル、ゆるキャラ等

7 イベントの概要

- (1) 両県知事による友好通商条約締結式
- (2) 両県ゆかりの人気声優トークイベント
- (3) 両県のご当地アイドルライブ
- (4) 高知県と鳥取県の紹介コーナー
- (5) 高知県と鳥取県の物産販売コーナー



廣川マテリアル株式会社の倉吉市進出に係る調印式の実施について

平成25年2月22日
関西本部
産業振興総室
企業立地推進室

廣川マテリアル株式会社（本社：大阪市天王寺区）が、倉吉市に生産拠点を新設することとなり、これを支援する鳥取県及び倉吉市との間で協定書の調印式を行います。

1 企業概要

- (1) 名称 廣川マテリアル株式会社（廣川株式会社の100%子会社）
- (2) 住所 大阪市天王寺区玉造本町8番3号
- (3) 代表者 代表取締役社長 廣川信也
- (4) 資本金 30,000千円
- (5) 従業員数 6名
- (6) 事業内容 食品容器・パッケージ加工用プラスチックシートの製造

2 立地計画概要

西倉吉工業団地に工場を建設し、生産を開始する。

- (1) 開設場所 倉吉市秋喜403番地7（西倉吉工業団地内）
- (2) 事業内容 食品容器・パッケージ加工用プラスチック製樹脂シートの生産
- (3) 投資額 約10億円（予定）
- (4) 雇用計画 10名
- (5) 操業開始 平成25年11月（予定）

3 調印式

- (1) 日時 平成25年2月14日（木） 午後3時から3時45分まで
- (2) 場所 鳥取県知事公邸 第一応接室
- (3) 出席者 廣川マテリアル株式会社 代表取締役社長 廣川 信也
鳥取県 知事 平井 伸治
倉吉市 市長 石田 耕太郎

名古屋における情報発信・販路開拓の取り組みについて

平成25年2月22日
名古屋代表部

1 鳥取自動車道全線開通PR

鳥取自動車道全線開通のPR及び鳥取県の認知度向上を図るため以下の取り組みを実施しています。

(1) 高速道路サービスエリアでのPR

東海、北陸エリアを中心に高速道路サービスエリアで配布される広報物において鳥取県をPR。

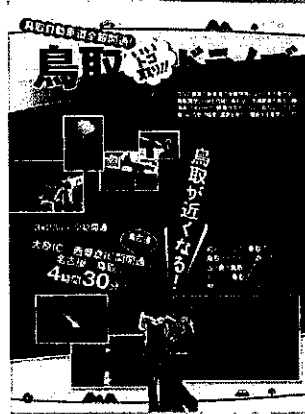
媒体	サービスエリアガイド	フリーペーパー「高速家族」
発行	平成25年1月	
発行部数	50万部	15万部
配布エリア等	東海北陸エリアを中心にサービスエリア50カ所で1月～3月まで配布	

(2) 旅情報誌での鳥取県特集によるPR

媒体	東海版 「春びあ」
発行内容	平成25年2月21日：7万部（愛知県、三重県、岐阜県、静岡県、長野県）
特集内容	鳥取県の春の見所を紹介する8ページの特集記事。 鳥取県に行ったことがない方にも鳥取県の魅力を届けるよう「初めての鳥取旅」をテーマとして構成。
その他	8ページの特集を別途1万部印刷し、高速道路のSAやイベントで配布



サービスエリアでのPR



東海版「春びあ」特集表紙

2 「旅まつり名古屋2013」での鳥取県PR

「旅の楽しさ」を広く一般に発信するイベントにおいて、鳥取自動車道全線開通により近くなる鳥取県への「旅」さらに「とっとりグリーンウェイブ」をPRします。

- (1) 日時 平成25年3月16日（土）～17日（日） 午前10時～午後5時
- (2) 会場 久屋大通公園（名古屋市中区栄）
- (3) 主催 旅まつり名古屋実行委員会（（社）日本観光振興協会、中日新聞社、名古屋鉄道、近畿日本鉄道、JR東海、（公財）名古屋観光コンベンションビューロー等）
- (4) 目標来場者数 21万人（前回実績 15万人）入場無料
- (5) 鳥取県のPR内容（予定）
 - ・鳥取県PRブース：全国都市緑化とっとりフェアをPRするオアシスエンジェルや花トリピー、鳥取県観光連盟、鳥取市、くらし観光・MICE協会、三朝温泉観光協会が参加して鳥取県への旅をPR
 - ・鳥取県観光ステージ：バードプリンセス、オアシスエンジェルによるステージショー

3 レストランでの「鳥取うまいもの祭り」開催

名古屋では初の取り組みとなる、「食のみやこ鳥取県」のPR及び販路開拓を目的としたホテルレストランでの鳥取県産食材を使った料理を提供する「鳥取うまいもの祭り」を開催しています。

- (1) 日程 平成25年2月1日(金)～2月28日(木)
- (2) 会場 名古屋国際ホテル(名古屋市中区錦3-23-3)
- (3) 内容 期間中、ホテル内のレストラン3店舗で鳥取県産食材を使った特別メニューを提供

店舗名	提供メニュー
銀座(和食)	「大山鶏のひきずり(すき焼き) ご飯」「長いもステーキ」など 各種料理
キャンドル(洋食)	「鳥取牛フィレ肉の網焼きに温野菜」など
天守閣(ステーキ)	「鳥取和牛のタンシチュー」など

加えて

- ・週替わりの県産食材を使ったメニューの提供
- ・コース料理内への県産食材の使用 など実施。

「鳥取うまいもの祭り」PRチラシ



